

議員提出第3号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第1
3条第1項の規定により提出する。

平成28年2月24日

提 出 者

足立区議会議員	鈴 木	けんいち
同	ぬ か が	和 子
同	は た の	昭 彦
同	針 谷	み き お
同	浅 子	け い 子
同	西 の 原	え み 子
同	山 中	ち え 子

足立区議会議長 高 山 のぶゆき 様

（提案理由）

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担を、B階層
については0円とし、C階層については半額に軽減し、保育利用家庭を
経済的に支援し、もって子育て支援と福祉の増進を図る必要があるため、
本案を提出する。

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成２７年足立区条例第３７号）の一部を次のように改正する。

付則別表第２Ｂの項及びＣの項を次のように改める。

B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯	3,000円	1,500円	2,900円	1,400円

付則別表第３Ｂの項及びＣの項を次のように改める。

B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯	2,400円	1,200円	2,300円	1,100円

別表第１Ｂの項及びＣの項を次のように改める。

B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯	3,300円	3,300円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円

別表第 2 B の項及び C の項を次のように改める。

B	A 階層及び D 階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C	A 階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯	2,900円	2,900円	2,700円	2,700円	2,700円	2,700円

別表第 3 中 B の項及び C の項を次のように改める。

B	A 階層及び D 階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C	A 階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯	2,300円	2,300円	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円

別表第 4 中 B の項及び C の項を次のように改める。

B	A 階層及び D 階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C	A 階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯	5,400円	5,400円	4,000円	4,000円

付 則

この条例は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。